

マイナンバーカードの健康保険証利用について

(2025.1時点) 日本語版



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

日本の医療保険制度の概要

日本の医療保険制度では、加入対象者全員が保険料を支払うことで、一定の自己負担のもと、医療を受けることができます。加入対象者には、日本国民はもとより、在留期間が3か月を超える方など一定の要件に該当する外国人も含まれます。 実際に医療を受ける際には、どの医療機関・薬局を受診するかは加入対象者が自由に選ぶことができます。



マイナンバーカード等で資格確認することで、1割~3割の自己負担で受診することができます。

医療機関・薬局の受診方法

医療機関や薬局を受診する際には、

- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証[※]
- ·資格確認書※

のいずれかで資格確認を行います。

(※)マイナンバーカードをお持ちでない方や、健康保険証として利用登録していない方は、健康保険証(最長で2025年12月1日まで)または資格確認書(2024年12月2日以降発行)をご使用いただきます。

そうすることで、実際にかかった医療費を10割負担することなく、6歳~69歳の方は3割の自己負担で受診できます。 それ以外の方も、年齢や所得に応じて、1割・2割・3割負担のいずれかで受診できます。

資格確認書 健康保険証 マイナンバーカード (~2025年12月1日) (2024年12月2日~) 0 0 都道府県 健康保険 国民健康保险 **新効期日** 說書 被保険者証 番号 性別 氏名 传别 生年月日 負担制合 割 月 世帯主氏体 住所 保険者番号 ... 交付者名 1234

FD

マイナンバーカードの取得方法について

マイナンバーカードを取得するための申請方法は、4つあります。



※申請書のダウンロードやマイナンバーカードに関する情報については、以下のWebサイトにてご確認ください。 (日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

https://www.kojinbango-card.go.jp/

マイナンバーカードの健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。登録方法は3つあります。

2

1 医療機関・薬局での登録

医療機関・薬局での登録方法は下記のとおりです。手順に沿って対応ください。

必要なもの

• マイナンバーカード







「登録する」を選択してください。

マイナポータルの利用規約を確認し、 問題なければ「同意して次へ進む」を 選択してください。

マイナンバーカードの健康保険 証利用登録完了です。 「次へ」を選択し、同意画面にお 進みください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。登録方法は3つあります。



• 利用者証明用PW

マイナンバーカードでの受診方法

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードで医療機関や薬局を受診する際には、顔認証付きカードリーダー※で本人確認や資 格確認を行います。

※顔認証付きカードリーダーとは、マイナンバーカードの顔写真データを ICチップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と 照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。

来院	本人確認	同意事項の確認	受付完了
①マイナンバー カードを置く	②本人確認方法を選択 顔認証	③診療・薬剤・特定健診情報など の利用について確認・選択する。	④以下の画面が表示されれば、 受付完了です。
顔認証付きカードリーダーの種類 範疇 \widehat{a} 主通Japan \widehat{a} 士通Japan \widehat{k} 式会社 \widehat{k} 式会社 \widehat{k} 式会社 \widehat{k} 式会社 \widehat{k}	暗証番号(4桁) 正しい暗証番号を 入力してください 1 2 3 4 5 6 7 8 9	過去の医療情報等の 提供に同意しますか。 【手術/診療、お薬/健診】 全て同意する	レンゴウハナコ 様 ガードを取り出して 待合室でお待ちください
株式会社アルメックス	「 1<		

同意事項について

顔認証付きカードリーダーでの受付時に、過去に処方された薬剤や特定健診等の情報を医師や薬剤師に提供するか同意確認をします。



全て同意する

過去の医療情報等を全て提供して問題無ければ、上のボタンを選択してください。まとめて同意完了となります。

個別に同意する

提供する情報を絞りたい場合は、下のボタンを選択してください。その後、手術やお薬の情報、健診情報などの提供について、順番に表示されるので、個別に同意の選択をしてください。

マイナンバーカードでの受診のメリット

マイナンバーカードを使って受診する主なメリットは以下のとおりです。



「高額療養費制度」とは?

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度 です。マイナンバーカードによる資格確認で高額療養費制度が適用されます。

コールセンターについて

マイナンバーカードについて、わからないことや困ったことがある場合は以下のコールセンターにお電話でお問い合わせください。

外国語対応

個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマー トフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止

S <u>0120-0178-27</u>

🔍 0570-064-738※上記番号がつながらない場合(有料)

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

全日8:30~20:00

※一時利用停止は24時間

タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語

全日9:00~18:00

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

S 0120-0178-26

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語

平日:9:30~20:00 土日祝:9:30~17:30(年末年始除く)